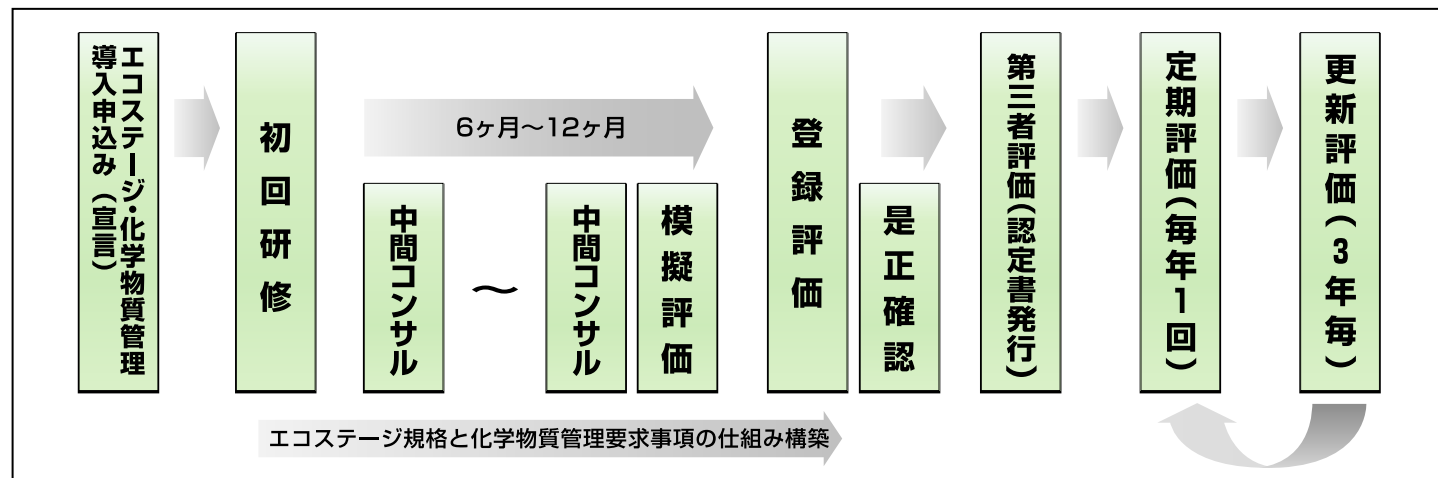


■ 認証のステップ



■ 標準料金

<システム構築の各ケース>

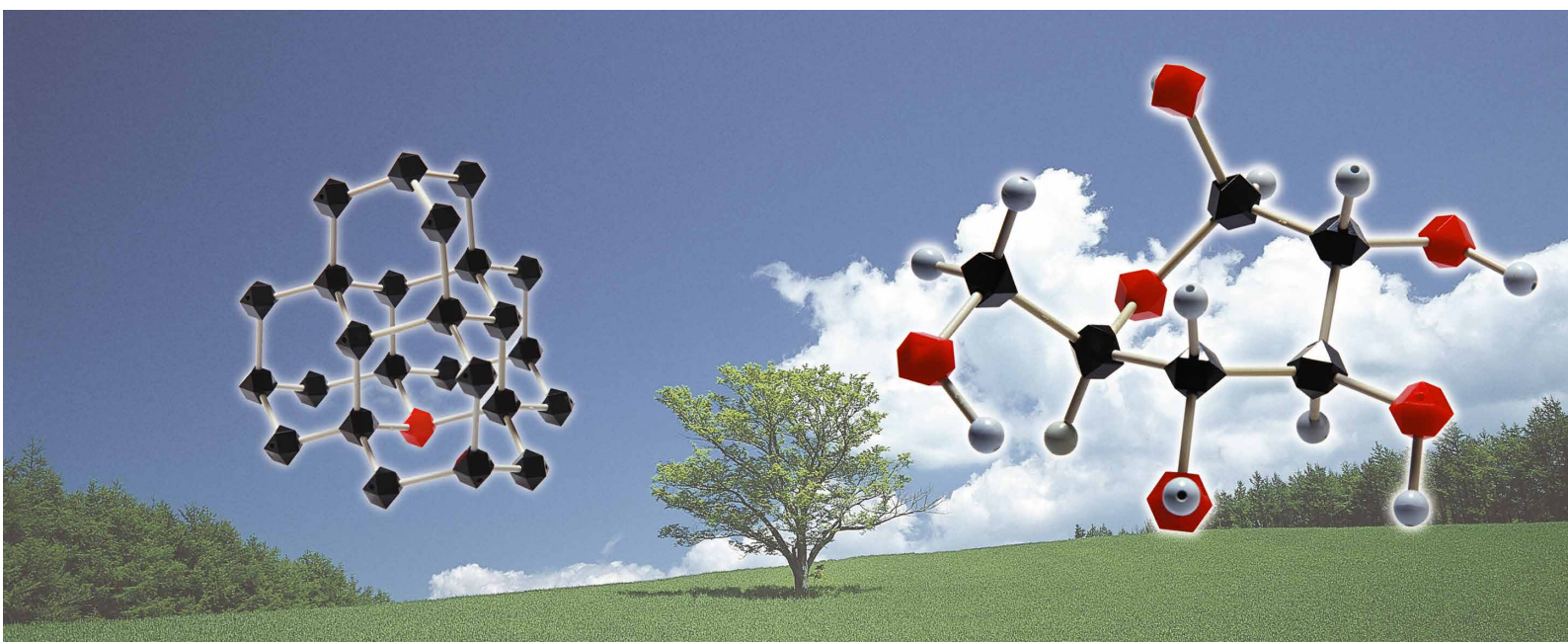
- A** : エコステージの認証取得と同時に化学物質管理システムを構築する場合
- B** : エコステージの認証を取得後、化学物質管理システムを構築する場合
- C** : ISO14001を取得後、化学物質管理システムを構築する場合
- D** : その他のEMSを取得後、化学物質管理システムを構築する場合

Aケースの場合の標準料金

ステップ 従業員数(人)	初年度		1・2年後	3年ごと
	訪問調査・研修	登録評価	定期評価	更新評価
1～29	33万円 (1・5)	33万円 (1・5)	22万円 (1・0)	33万円 (1・5)
30～99	33万円 (1・5)	55万円 (2・5)	33万円 (1・5)	55万円 (2・5)
100～299	33万円 (1・5)	88万円 (4・0)	44万円 (2・0)	88万円 (4・0)
300～	33万円 (1・5)	110万円 (5・0)	55万円 (2・5)	110万円 (5・0)

表示価格は税込です。

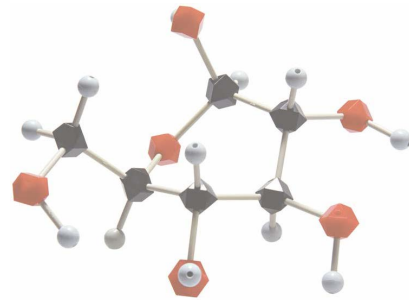
- ・上記Aケース以外の標準料金に関しては別途ご相談ください。
- ・中間コンサルティング（1日22万円、半日15.4万円）、フォローアップ評価等は、別途料金追加となります。
- ・旅費交通費及び宿泊を要した場合は実費を申し受けます。
- ・最終的な料金は、上記標準料金に加え、業種業態や事業所数などについてお伺いした後、決定させていただきます。
- ・カッコ内は所要工数（人・工）です。



あなたの会社、 化学物質規制の対応は万全ですか？

EU(欧州連合)圏のREACH規則では、従来の原材料中心から部品(アーティクル)に含まれる物質にまで規制対象が広がり安全性の評価責任を企業に義務づけるなど、化学物質規制が世界規模で厳しくなっています。日本企業も無縁ではありません。製品を輸出する企業だけでなく、その製品の製造にかかわるすべての企業に責任が及ぶからです。これに対応するには、化学物質管理*を導入するのが一番の解決策。あなたの会社では、どこまで備えていますか。

*化学物質管理=原材料、調剤、部品、製品などに含まれる化学物質を規制する世界の法令及びグリーン調達基準など企業が定める要求に応えるために行う一連の管理活動。



エコステージの「化学物質管理システム」なら、 信頼の証が得られます。

「化学物質管理システム」は、広範囲な化学物質を対象に、企業として必要とされる管理の枠組みと具体的な管理手法を提供する支援システムです。取引先企業から製品の含有物質の情報を求められた時でも、すぐ対応できる仕組みを構築します。また、エコステージ1と組み合わせるのに加え、エコステージ取得済み企業やエコステージ以外の環境マネジメントシステムを取得されている企業でも導入可能です。これからは、「化学物質管理システム」が信頼の証です。



ミニ情報

◆REACH 規則

2007年6月に発効となった、ヨーロッパにおける化学物質の総合的な登録・認可・制限の制度。

◆RoHS 指令

2006年7月以降にEUに上市される電気・電子機器に、鉛、水銀、カドミウム、6価クロム、PBB、PBDEを含有してはならないとする指令。

特徴

環境マネジメントシステムをベースに、
新たな要求事項を加えて構成しています。

「化学物質管理システム」は、エコステージ規格の要求事項をベースとして、化学物質の管理に必要な要求事項を付加して構成しています。また、このシステムは、JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)、ISO14001に準拠しています。

エコステージ化学物質管理システム

エコステージ規格 + 化学物質管理要求事項

メリット

1 最新の化学物質規制にまで対応し、備えを万全に。

RoHS指令やREACH規則に対応し、成形品まで対象とした化学物質管理が可能となります。また、豊富な事例を示しながら評価員が具体的なコンサルティングを行います。



2 取引先企業に対する信頼性を向上。

原材料や成形品の化学物質情報について、川上の情報を的確に入手。自社内の工程管理とともに、情報管理を行う仕組みを構築することにより、取引先企業に正確で迅速な情報伝達が可能となります。

3 他の環境マネジメントシステム取得企業でも導入でき、対応力をより強化。

「化学物質管理システム」は、エコステージ取得企業だけに限定しません。ISO14001など、既に他の環境マネジメントシステムを取得された企業でも導入することができます。

構築のスケジュール (エコステージの認証取得と同時に化学物質管理システムを構築する場合)

キックオフ

- 要求事項・評価事項(化学物質管理項目を含む)の勉強会の開催
- 環境経営のための組織化、構築計画の策定

課題の提出

- 取り組むべき重点環境管理項目(化学物質管理項目を含む)の決定
- 環境管理項目に関係する順守すべき法的及びその他の要求事項の特定

計画立案

- 方針、目的・目標の設定(化学物質管理の考え方を取り込む)
- 経営管理実施計画の策定・運用開始(実施事項として化学物質管理項目を盛り込む)

仕組みの構築

- 運用に必要な方法・帳票類の設備

運用と改善

- 仕組みの運用開始と実施状況のチェック
- 経営層による見直しと改善

評価

- 評価の実施、問題点の是正確認、報告書の作成
- 第三者評価委員会による評価の妥当性の判定